## 第1号様式(第9条関係)

## 条 例 見 直 し 調 書

|       |   |   | 作成年度           | 平成2        | 27年度         | 次回見直し予定            | Ē                             | 平成 32 年度                                       |  |
|-------|---|---|----------------|------------|--------------|--------------------|-------------------------------|--|--|
| 条     | 例 名   | 神奈川県食の安全・安心の確保推進条例  |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 条     | 例 番 号   | 平成 21 年神奈川県条例第 58 号 法 規 集 第 8 編第 5 章  |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 所     | 管 室 課   | 保健福祉局生活衛生部食品衛生課   |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 条<br> | 例 の 概 要 食の安全・安心の確保について、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の<br>総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民の健康を保護し、並びに県民の食<br>品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄与するために必要な事項を定<br>めている。 |   |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 検     | 視点  |   | 検 討            | 内          | 容            |                    | イ                             | 考 考  |  |
|       | 必要性<br>現在でも<br>必要な条<br>例か。  | 本条例は、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を総合<br>的かつ計画的に推進することで県民の健康を保護するととも<br>に、県民の食品及び食品関連事業者に対する信頼の向上に寄<br>与していることから、必要な条例である。  |                |            |              |                    |                               |  |  |
|       | 有効性<br>現行の内<br>容で課題<br>が解決で<br>きるか。   | 本条例に基づき<br>製造から販売ま<br>や指導を行い、<br>入事務所等の届<br>る。  | での流通の各段また、食品等の | 階で、<br>自主回 | 適正な管<br>収の報告 | 管理に関し助言<br>告及び食品等輸 | ・自3<br>告受 <sup>3</sup><br>・食品 | 年度実績<br>E回収着手報<br>理 71 件<br>品等輸入事務<br>設数 522 件 |  |
|       | 効率性<br>現行の内容で効率<br>的といえるか。  | 食品等の自主回収の報告及び食品等輸入事務所等の届出の義務については、この条例の目的達成のために必要最小限のものであり、効率的に運用できている。そのほか、遺伝子組換え作物との交雑の防止等のための助言、指導等の措置の規定について他の条例の運用によりその目的が達成されていることなどから、この条例の規定の見直しを検討する必要がある。 |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 討     | 基本合性のなるがある。   | 本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」の政策<br>分野 「安全・安心」3 生活の安心の確保(1)食の安全・安<br>心の確保に寄与するものであり、県政の基本方針に適合して<br>いる。   |                |            |              |                    |                               |  |  |
|       | 適法性 憲法、法令に 抵触しないか。  | 本条例は、食品の安全性の確保をさらに推進するものであり、憲法、食品安全基本法、食品衛生法などの法令に抵触しない。  |                |            |              |                    |                               |  |  |
|       | その他   |   |                | F          |              |                    |                               |  |  |
| 見     |   | 上及び運用の改善等   | -              |            |              |                    | 由等                            |  |  |
| 直     |   | 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。<br>  食の安全・安心の確保をさらに効率的   |                |            |              |                    |                               | に効率的に  |  |
| し<br> | (3) 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 推進するため、改正を検討す   |   |                |            |              |                    | る必要があ                         |  |  |
| 結     | 4 改正及び運用の改善等を検討する。 る。   |   |                |            |              |                    |                               |  |  |
| 果     | と 5 廃止を検討する。  |   |                |            |              |                    |                               |  |  |